

神明会館使用規定

1. 本会館を使用する場合は、使用申込書に団体名、責任者、使用目的など必要事項を明記し、使用期日の3日前までに会館管理者へ申し込むものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。
2. 使用日が重複する場合は、管理者は使用日を調整することができる。
3. 使用責任者は使用后、使用日誌に所定の事項を記入し、鍵を返納するとともに管理者（またはその代理者）に報告しなければならない。
4. 使用者は使用後の整理整頓、清掃に努め、特に火気の始末・点検に十分注意しなければならない。
5. 備え付けの器具等を使用する場合、汚損のないよう注意し、万一それらを汚損したときはすみやかに管理者に報告し、弁償その他の処置をとらなければならない。
6. 会館の使用時間は原則として午前8時から午後8時までとする。ただし、やむを得ないときでも午後10時までとする。
7. 使用料は次の通りとする。

（1）区内の公的団体または市及び公的機関の主催する行事などに使用する場合は、無料とする。

（2）団体または個人が私的に使用する場合は有料とし、下記の使用料を徴収する。

（使用料金表）

	2時間以内	4時間以内	8時間以内	12時間以内
区内の団体、個人	500円			1,000円
区外の団体、個人	500円	1,000円		1,500円
営利、政治、宗教等の活動 及び法事等に使用する時	3,000円		6,000円	10,000円
葬 祭	1回 10,000円			

2023.10.12 一部改訂 区外の団体、個人の使用料金に2時間以内を追加